

10 雇用の安定や人材の確保をお考えの場合

1 従業員を募集したいとき

◎ 公共職業安定所（ハローワーク）

概要	県内ハローワーク：本所 11、出張所 4
内容	求人受理、職業紹介、事業主への雇用管理指導、雇用保険の適用・給付、各種情報提供
窓口	最寄りの公共職業安定所

◎ 広島わかものハローワーク

内容	34歳以下の方を対象に非正規労働者に対する職業相談、職業紹介、各種就職情報の提供等
窓口	広島わかものハローワーク TEL 082-236-8613

◎ マザーズハローワーク広島

内容	子育てをしながら就職を希望される方に対する職業相談及び職業紹介
窓口	マザーズハローワーク広島 TEL 082-542-8609

◎ 広島新卒応援ハローワーク（ひろしましごと館 6階）

内容	大学等（大学院・大学・短大・高等専門学校・専修学校）卒業年次の在学生及び大学等を卒業後3年以内の卒業生並びに当該施設での支援を希望する高校生（既卒者を含む。）を重点対象者とした職業相談・職業紹介
窓口	広島新卒応援ハローワーク TEL 082-224-1120

◎ （公財）産業雇用安定センター

内容	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県に地方事務所を設置 出向・移籍（転籍）についての企業からの相談対応、人材情報の収集及び提供 現に企業に在職している転職希望者又はUターン希望者等を対象に、職業相談及び職業紹介
窓口	（公財）産業雇用安定センター広島事務所 TEL 082-545-6800

◎ トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）

概要	職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者について、ハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成するものであり、それらの求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者及び求人者の相互理解を促進すること等を通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることを目的としています。
内容	助成金の支給：1人あたり月額最大4万円（最長3か月間） ※対象労働者が母子家庭の母等もしくは父子家庭の父の場合、 1人あたり月額最大5万円
対象	<ul style="list-style-type: none"> 紹介日前2年以内に、2回以上離職又は転職を繰り返している者 紹介日前において離職している期間が1年を超えている者 妊娠、出産又は育児を理由として離職した者であって、紹介日前において安定した職業に就いていない期間（離職前の期間は含めない）が1年を超えている者 55歳未満で、ハローワーク等において担当者制による個別支援を受けている者 就職の援助を行うに当たって特別の配慮を要する者（生活保護受給者、母子家庭の母等、父子家庭の父、等）
窓口	最寄りの公共職業安定所

2 県外から人材を募集したいとき

◎ UIJターン就職相談窓口運営事業

概 要	UIJターンを希望する県外在住者と県内企業とのマッチングを支援します。
内 容	東京、大阪などに無料職業紹介所を開設し、専任のキャリア相談員等により、県内企業から出された求人と、広島県内への就職を希望する求職者をマッチング
窓 口	各ふるさと就職情報コーナー（下表）

【窓口一覧】

窓 口（無料職業紹介所）		電 話	
求人企業の方は こちら	U・Iターン職業紹介コーナー（ひろしましごと館内）	082-224-0121 0122	
求職者の方は こちら	関東圏 にお住まいの方	東京ふるさと就職情報コーナー （広島県東京事務所内）	03-3580-0851
	関西圏 にお住まいの方	大阪ふるさと就職情報コーナー （広島県大阪事務所内）	06-6345-5821
	その他の地域 にお住まいの方	U・Iターン職業紹介コーナー （ひろしましごと館内）	082-224-0121 0122

3 インターネット上で企業のPR、中途・新卒求人活動、インターンシップ等の募集を行いたいとき

◎広島県求人情報サイト「ひろしまワークス」【P116 参照】

概 要	広島県が運営する求人情報サイトです。【企業PR、中途・新卒求人活動】
内 容	広島県内に事業所のある企業の方のみ御利用いただけます。 新卒・中途求人情報が掲載できるほか、貴社の魅力を求職者にPRできるコンテンツを豊富に用意しています。是非、人材募集に御活用ください。 【活用のメリット】 ・無料で企業情報・新卒・中途求人掲載ができます。 ・民間求人サイトへの連携掲載により、求人情報の発信力がアップします。
窓 口	雇用労働政策課 雇用促進グループ TEL 082-513-3425 https://www.hiroshimaworks.jp/ 

◎就活スターティングサイト「Go!ひろしま」【P115 参照】

概 要	広島県が運営する就活スターティングサイトです。 【企業PR、インターンシップ等の募集】
内 容	広島県内に事業所のある企業の方のみ御利用いただけます。 企業PR、インターンシップ等の募集に御活用ください。 【活用のメリット】 ・貴社の情報を無料で生徒・学生・教員にアピールできます。 ・県内外の大学の授業、イベントで活用します。（企業情報、インターンシップ） ・インターンシップ等の募集プラットフォームとして学生向けに情報配信できます。
窓 口	雇用労働政策課 雇用促進グループ TEL 082-513-3425 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/hiroshima-uij/ 

4 従業員への奨学金返済支援により人材の確保・定着を図りたいとき

◎ 中小企業等奨学金返済支援制度導入応援補助金

概要	魅力的な就職先として選ばれる職場となるよう働き方改革を実施する中小企業等に対して、従業員の奨学金返済支援制度の普及を後押しします。	
内容	従業員の奨学金返済を支援する中小企業等に対して、経費の一部を補助します。 ・補助対象企業：働き方改革等を実施している県内中小企業等 ・補助期間：支援対象者1人につき最大3か年度 ・補助額：	
	働き方改革に取り組み、その取組を定着させている企業及び国の就労環境改善に係る各種制度の認定企業	従業員への支給額の1/2の額 (上限額：年額10万円/人)
窓口	雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shogakukin-hensai-shien-hojokin.html	

◎ 広島県奨学金返済支援制度導入企業データバンク

概要	働き方改革に取り組み、従業員に対する奨学金返済支援制度を導入している企業のデータバンクを設け、就活生や求職者に対する登録企業のPRを支援します。	
内容	データバンクに登録している企業に対して、次の支援を行います。 ・県ホームページにおける企業一覧及び、企業や返済支援制度の概要の公開 ・県就活応援サイト「Go!ひろしま」における県内外学生への情報発信 ・制度導入企業向けオリジナルシンボルマークの使用 ・広島県等が主催する合同企業面接会への優先参加 ・大学生を対象とした合同企業説明会での制度導入企業の情報発信 ・県内大学生対象の業界研究講座への参画など ※前項の補助金の交付対象とならない企業（大企業、対象外業種等）も登録できます。 詳しくは県ホームページを御覧ください。	
		奨学金返済支援制度導入企業 オリジナルシンボルマーク
窓口	雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424 https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/68/shsk-databank.html	

5 60歳以上の高年齢者を雇用されるとき

◎ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

内容	高年齢者（60歳以上の者）などの就職が特に困難な者をハローワークや職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者（※）として雇い入れた事業主に、賃金の一部として一定額を助成します。 （※）対象労働者を継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇入れ、その年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上あることを言います。
助成額	支給対象期において対象労働者が行った労働に対して支払われた賃金の一部に相当する額として、対象労働者の区分に応じ、一定額を助成します。
受付期間	対象労働者を雇い入れた日（賃金締切日が定められている場合は、雇入れの日の直後の賃金締切日の翌日。賃金締切日に雇い入れられた場合は、雇入れ日の翌日。賃金締切日の翌日に雇い入れられた場合は、雇入れの日。）から6か月経過した後2か月以内
窓口	問い合わせ：最寄りの公共職業安定所、広島労働局職業安定部職業対策課 申請：最寄りの公共職業安定所

◎ 65 歳超雇用推進助成金（65 歳超継続雇用促進コース）

内 容	65 歳以上への定年引上げ等の取組を実施した事業主に対し、助成金を支給します。 (制度を就業規則等に規定する必要があります。)
助成額等	定年引上げ等の措置の内容や年齢の引き上げ幅、60 歳以上の雇用保険被保険者数に応じて、一定額を助成します。(10 万円～160 万円/1 支給申請あたり)
窓 口	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高年齢・障害者業務課

◎ 65 歳超雇用推進助成金（高年齢者評価制度等雇用管理改善コース）

内 容	<p>高年齢者の雇用管理制度の整備等（※）を実施した事業主に対し、助成金を支給します。</p> <p>（※）高年齢者の雇用の機会を増大するための、次のような措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高年齢者の職業能力を評価する仕組みと賃金・人事処遇制度の導入又は改善 ・高年齢者の希望に応じた短時間勤務制度や隔日勤務制度の導入又は改善 ・高年齢者の負担を軽減するための在宅勤務制度の導入又は改善 ・高年齢者が意欲と能力を發揮して働けるために必要な知識を付与するための研修制度の導入又は改善 ・専門職制度など、高年齢者に適切な役割を付与する制度の導入又は改善 ・法定外の健康管理制度の導入 等
助成額等	<p>高年齢者の雇用管理制度の整備等に要した費用（A・Bの合計）の 45%（中小企業は 60 %）。支給対象経費が 50 万円を超える場合は 50 万円を上限とします。（初回の申請に限り、経費の額にかかわらず、当該措置の実施に 50 万円の費用を要したものとみなします。）</p> <p>A 雇用管理制度の導入又は見直しに必要な専門家等に対する委託費、コンサルタントとの相談に要した経費。</p> <p>B Aのほか、いずれかの措置の実施に伴い必要な機器等の導入に要した経費。</p>
窓 口	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高年齢・障害者業務課

◎ 65 歳超雇用推進助成金（高年齢者無期雇用転換コース）

内 容	50 歳以上で定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して、その人数に応じ助成します。（制度を就業規則等に規定する必要があります。）
助成額等	対象者 1 人につき 23 万円（中小企業は 30 万円） ただし、1 支給申請年度あたりの上限は 10 人とします。
窓 口	(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高年齢・障害者業務課

《県費預託融資制度》

◎ 雇用促進等支援資金（労働支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する中小企業者・組合等が利用できます。 ・ 新たに 65 歳以上の高年齢者を常用雇用する者 ・ 65 歳以上の高年齢者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善を行う者														
限 度 額	7,000 万円														
利 率 等	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th> <th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th> </tr> <tr> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">雇用促進等支援資金</td> <td>（3 年以内） 1.0%</td> <td>（3 年以内） 0.7%</td> </tr> <tr> <td>（5 年以内） 1.2%</td> <td>（5 年以内） 0.9%</td> </tr> <tr> <td>（10 年以内） 1.4%</td> <td>（10 年以内） 1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※ 貸出利率：令和 6 年 4 月 1 日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率 C 適用）。</p> <p>融 資 期 間：運転 10 年（据置 1 年）、設備 10 年（据置 3 年）</p>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	雇用促進等支援資金	（3 年以内） 1.0%	（3 年以内） 0.7%	（5 年以内） 1.2%	（5 年以内） 0.9%	（10 年以内） 1.4%	（10 年以内） 1.1%
資 金 名	貸出利率（固定金利）														
	運転資金	設備資金													
雇用促進等支援資金	（3 年以内） 1.0%	（3 年以内） 0.7%													
	（5 年以内） 1.2%	（5 年以内） 0.9%													
	（10 年以内） 1.4%	（10 年以内） 1.1%													
窓 口	【施策関係】 雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424 【融資関係】 経営革新課 金融企画グループ TEL 082-513-3321														

6 障害者を雇用されるとき

◎ 職場適応訓練委託費

内 容	障害者の採用を希望する事業主が、訓練修了後にその人を雇用することを前提に、県知事が事業主に訓練を委託する制度で、事業主に対しては訓練委託費が、訓練生には訓練手当が支給されます。																				
支 給 額	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>重度障害者</th> <th>重度以外の障害者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">一般</td> <td>訓練費</td> <td>月額 25,000 円</td> <td>月額 24,000 円</td> </tr> <tr> <td>訓練期間</td> <td>1 年以内</td> <td>6 か月以内(中小企業は 1 年以内)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">短期</td> <td>訓練費</td> <td>日額 1,000 円</td> <td>日額 960 円</td> </tr> <tr> <td>訓練期間</td> <td>4 週間以内</td> <td>2 週間以内</td> </tr> </tbody> </table>					重度障害者	重度以外の障害者	一般	訓練費	月額 25,000 円	月額 24,000 円	訓練期間	1 年以内	6 か月以内(中小企業は 1 年以内)	短期	訓練費	日額 1,000 円	日額 960 円	訓練期間	4 週間以内	2 週間以内
		重度障害者	重度以外の障害者																		
一般	訓練費	月額 25,000 円	月額 24,000 円																		
	訓練期間	1 年以内	6 か月以内(中小企業は 1 年以内)																		
短期	訓練費	日額 1,000 円	日額 960 円																		
	訓練期間	4 週間以内	2 週間以内																		
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課																				

◎ 物品調達における障害者多数雇用事業者認定制度

制度概要	県における物品の調達に当たり、積極的に障害者を雇用している県内の事業者を障害者多数雇用事業者として認定し、当該事業者に対する受注機会の拡大を図ります。
内 容	優先的取扱内容 <ul style="list-style-type: none"> ・指名競争入札により物品を調達する場合、障害者多数雇用事業者を1者以上指名します。 ・随意契約により物品を調達する場合、原則として1者以上の障害者多数雇用事業者を見積り合わせに加えます。 障害者多数雇用事業者の要件 <ul style="list-style-type: none"> ・本県の競争入札参加資格（物品）を有していること ・広島県内に本店、支店、営業所等（以下「県内の事業所」という。）のいずれかを有していること ・申請日の前月の初日現在において、県内の事業所での障害者の雇用割合が4.6%以上であること
窓 口	雇用労働政策課 雇用労働企画グループ TEL 082-513-3424

◎ ジョブコーチ（職場適応援助者）支援事業

内 容	障害者の方が職場に適応できるように、就職前（実習期間）、就職と同時、又は就職後に、ジョブコーチ（職場適応援助者）が事業所を訪問して、障害者の方、事業主双方に支援を行います。
支援期間	標準で3～4か月（最大8か月）
窓 口	広島障害者職業センター TEL 082-502-4795

◎ リワーク（職場復帰）支援

内 容	メンタルヘルス不調により休職中の方（以下「支援対象者」という。）が円滑に職場復帰できるよう、主治医等と連携のもと、支援対象者を雇用している事業主及び支援対象者の方に対して必要な支援を行います。
窓 口	広島障害者職業センター TEL 082-502-4795

◎ トライアル雇用助成金（障害者トライアルコース）

概 要	就職することが困難な障害者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間（原則3か月（精神障害者は原則6か月））試行雇用することで、障害者の早期就職の実現や雇用機会の創出を図ります。
内 容	助成金の支給 精神障害者の場合）雇入れから3か月間→月額最大8万円、雇入れから4か月以降→月額最大4万円（最長6か月） 上記以外の障害者の場合）月額最大4万円（最長3か月間）
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎トライアル雇用助成金（障害者短時間トライアルコース）

概要	直ちに週 20 時間以上勤務することが難しい精神障害者及び発達障害者の求職者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により 3 か月から 12 か月の期間をかけながら継続雇用への移行を目指して試行雇用することで、雇用機会の確保を図ります。
内容	助成金の支給 月額最大 4 万円（最長 12 か月間）
窓口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース）

概要	公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、障害者を継続して雇用する労働者として雇入れた事業主に助成金を支給します。
内容	助成金の支給 重度以外の身体・知的障害者（短時間労働者を除く）大企業 50 万円、中小企業 120 万円 重度又は 45 歳以上の身体・知的障害者及び精神障害者（短時間労働者を除く） 大企業 100 万円、中小企業 240 万円 短時間労働者の身体・知的・精神障害者 大企業 30 万円、中小企業 80 万円
窓口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）

概要	発達障害者又は難治性疾患患者を公共職業安定所又は民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇入れた場合に助成金を支給します。
内容	助成金の支給 大企業 50 万円（短時間労働者は 30 万円）、中小企業 120 万円（短時間労働者は 80 万円）
窓口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎キャリアアップ助成金（障害者正社員化コース）

制度概要	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成します。
内容	【身体・知的（重度）、精神障害者】 大企業 1 人当たり 有期→正規 90 万円、有期→無期 45 万円、無期→正規 45 万円（1 年） 中小企業 1 人当たり 有期→正規 120 万円、有期→無期 60 万円、無期→正規 60 万円（1 年） 【上記以外の障害者】 大企業 1 人当たり 有期→正規 67.5 万円、有期→無期 33 万円、無期→正規 33 万円（1 年） 中小企業 1 人当たり 有期→正規 90 万円、有期→無期 45 万円、無期→正規 45 万円（1 年）
窓口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課

◎ 障害者雇用納付金制度による助成金

内 容	障害者を雇用する事業主に対する助成金制度
窓 口	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 広島支部 高齢・障害者業務課 TEL 082-545-7150

【助成金一覧】

障害者作業施設設置等助成金	障害者を常用労働者として雇い入れるか継続して雇用する事業主で、その障害者が障害を克服し作業を容易に行えるよう配慮された施設または改造等がなされた設備の設置または整備を行う（賃借による設置を含む）場合に、その費用の一部を助成するものです。
障害者福祉施設設置等助成金	障害者を現に雇用する事業主または当該事業主の加入している事業主団体が、障害者である労働者の福祉の増進を図るため、保健施設や給食施設等の福祉施設の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
障害者介助等助成金	<p>障害者を労働者として雇用する事業主が、障害者の雇用を継続するために、障害の種類または程度に応じた助成対象となる措置（支給対象となる障害者が主体的に業務を実施するために必要な介助または適切な雇用管理等）を実施する場合に、その費用の一部を、期間を定め助成するものです。</p> <p>◆障害者介助等助成金（職場支援員の配置または委嘱助成金） 雇用障害者の職場定着を図るために職場支援員を配置または委嘱した事業主を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。</p> <p>◆障害者介助等助成金（職場復帰支援助成金） 中途障害者等に対して、療養のための休職等の後の職場復帰後の本人の能力に合わせた職務開発その他職場復帰のために必要な措置を講じる事業主を対象として助成するものであり、障害者の雇用の促進や雇用の継続を図ることを目的としています。</p> <p>※障害者介助等助成金には、この他にも助成金があります。詳細は独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構のホームページをご覧ください。</p>
重度障害者等通勤対策助成金	重度身体障害者、知的障害者、精神障害者または通勤が特に困難と認められる身体障害者を雇い入れるか継続して雇用している事業主、またはこれらの重度障害者等を雇用している事業主が加入している事業主団体が、これらの障害者の通勤を容易にするための措置を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	重度身体障害者、知的障害者または精神障害者を多数継続して雇用し、かつ、安定した雇用を継続することができると認められる事業主で、これらの障害者のために事業施設等の設置または整備を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
職場適応援助者助成金	<p>※職場適応援助者による支援を行う法人又は事業主の方への助成金です。</p> <p>障害者を労働者として雇用する事業主が対象障害者の雇用を継続するために、障害者が職場に適応することを容易にするための『訪問型職場適応援助者（ジョブコーチ）』による援助の事業を法人が行う場合、またはその雇用する支援対象障害者に必要となる援助を行う『企業在籍型職場適応援助者（ジョブコーチ）』の配置を事業主が行う場合に、その費用の一部を助成するものです。</p>

障害者能力開発助成金	就労支援若しくは就労継続支援、公共職業能力開発施設以外の施設で行われる教育訓練であり、受講者の就労支援等を行う就労支援責任者や受講者の相談窓口を担当する事務担当者を配置する要件を満たし、厚生労働大臣が定める教育訓練基準に適合する障害者能力開発訓練を行う場合に、その費用の一部を助成するものです。
障害者雇用相談援助助成金	障害特性等に係る知識を含め、障害者雇用に関するノウハウが不足していること等により、雇用する対象障害者の数が法定雇用障害者数未満等である事業主（利用事業主）に対し、対象障害者の雇入れ及びその雇用の継続を図るために必要な一連の雇用管理に関する援助の事業（障害者雇用相談援助事業）を実施する能力を有する者として都道府県労働局の認定を受けた者（対象事業主）が、障害者雇用相談援助事業を実施した場合に、その費用の一部を助成するものです。

《県費預託融資制度》

◎ 雇用促進等支援資金（労働支援融資）【P83 参照】

対 象	次のいずれかに該当する県内の中小企業者・組合等が利用できます。 ・ 新たに障害者を常用雇用する者 ・ 障害者の雇用促進・維持を図るための施設・設備の設置又は改善の事業を行う者														
限 度 額	7,000 万円														
利 率 等	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">資 金 名</th> <th colspan="2">貸出利率（固定金利）</th> </tr> <tr> <th>運転資金</th> <th>設備資金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">雇用促進等支援資金</td> <td>（3年以内）1.0%</td> <td>（3年以内）0.7%</td> </tr> <tr> <td>（5年以内）1.2%</td> <td>（5年以内）0.9%</td> </tr> <tr> <td>（10年以内）1.4%</td> <td>（10年以内）1.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">※信用保証なしの場合は上記利率+0.3%</p> <p>※ 貸出利率：令和6年4月1日適用の利率であり、金融情勢により変更する場合があります。</p> <p>信用保証料率：広島県信用保証協会所定の保証料率（料率C適用）。</p> <p>融 資 期 間：運転10年（据置1年）、設備10年（据置3年）</p>			資 金 名	貸出利率（固定金利）		運転資金	設備資金	雇用促進等支援資金	（3年以内）1.0%	（3年以内）0.7%	（5年以内）1.2%	（5年以内）0.9%	（10年以内）1.4%	（10年以内）1.1%
資 金 名	貸出利率（固定金利）														
	運転資金	設備資金													
雇用促進等支援資金	（3年以内）1.0%	（3年以内）0.7%													
	（5年以内）1.2%	（5年以内）0.9%													
	（10年以内）1.4%	（10年以内）1.1%													
窓 口	【施策関係】 雇用労働政策課	雇用労働企画グループ	TEL 082-513-3424												
	【融資関係】 経営革新課	金融企画グループ	TEL 082-513-3321												

7 事業活動の縮小に伴い雇用調整を行うとき

◎ 雇用調整助成金

概 要	景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由によって、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行って労働者の雇用の維持を図る場合に、休業手当、賃金等の一部を助成します。
内 容	<p>休業及び教育訓練の場合 休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣の定める方法により算定した額の1/4～1/2。ただし、中小企業は1/2～2/3。 ※受給額は1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額を限度とします。 教育訓練を実施した場合は、訓練費として、1人1日当たり1,200～1,800円を加算します。（半日にわたり訓練を行った場合の日数は0.5日として計算します）</p> <p>出向の場合 出向元事業主の負担額の1/2。ただし、中小企業は2/3。 ※1人1日当たり雇用保険基本手当日額の最高額に330/365を乗じて得た額が限度となります。 《令和6年4月から助成率等が見直しされました》 ※詳細は次のURLから御確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07_20200515.html</p>
窓 口	最寄りの公共職業安定所 広島労働局職業安定部職業対策課 TEL 082-502-7832